



川監委第15004号

令和7年2月26日

川越市長 森田初恵様

川越市議会議長 中原秀文様

川越市教育委員会

教育長 新保正俊様

川越市監査委員 中 沢 雅 生

同 石 川 隆 二

同 桐 野 忠

同 高 橋 剛

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

市民部

芳野市民センター、福原市民センター、山田市民センター、
名細市民センター、霞ヶ関市民センター、川鶴市民センター、
霞ヶ関北市民センター、大東市民センター

教育総務部

芳野公民館、福原公民館、山田公民館、
名細公民館、霞ヶ関公民館、川鶴公民館、
霞ヶ関北公民館、大東公民館

第3 監査の期間

令和6年10月22日から令和7年2月26日まで

第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設及び物品等の監査を実施した。
今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況 ②利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の対応状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・備品等の管理について

備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

・刃物類の管理について

着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況

③現金等の保管・納入・管理状況

④郵便切手の管理、受払簿の整備状況

5 情報の管理について

着眼点 ①外部記録媒体の管理状況

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、桐野忠、高橋剛

第6 監査の結果

事務処理上留意すべき点で軽微なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

監査対象となった市民センター・公民館において、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が散見された。

緊急を要するものから計画的に修繕するよう要望する。

2 安全対策について

(要 望)

大東市民センターのテラス部分にあるスペースに夜間不法侵入があり、ごみが放置される事案が発生していた。

施設の安全管理上、防犯カメラの設置を検討するなど、防犯対策を強化するよう要望する。

3 物品の管理について

(要 望)

監査対象となった全ての公民館においては、刃物類を施設の上で保管するなど概ね適切に管理されていたが、管理に関する統一的な基準が存在しないこともあり、台帳管理の実施などに関し若干の相違が見受けられた。

全ての公民館において適切な管理水準を保持するための統一的な基準等について、中央公民館が中心となり検討するなど、より安全で適切な刃物類の管理に今後も努められたい。

4 現金等の管理について

(要 望)

準公金である霞ヶ関北地域会議運営費の現金出納簿について、1箇月以上立替払の精算が行われていないものがあった。

やむを得ず立替払を行った場合は、速やかに精算するよう周知徹底されたい。

5 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適切に管理するよう要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。